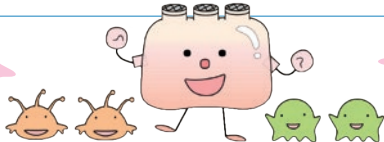


10月1日は
「浄化槽の日」

浄化槽の維持管理をしましょう！

僕たち浄化槽は生きた微生物の働きで水をきれいにしています。



僕たちが元気に働くためには維持管理が不可欠なんだ。

みなさんのご自宅の浄化槽は、きちんと維持管理をしていますか？浄化槽は生きた微生物の働きで汚れを処理しているので、日頃の維持管理が不可欠です。維持管理がきちんと行われないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、地域の環境汚染の原因となります。さらに、故障してしまうとかえって余分な費用がかかることにもなります。

知っていますか？浄化槽設置者の3大義務！

維持管理が
不可欠です！

みなさまの大切な財産である浄化槽を適切に維持管理し、末永く使い続けていけるように浄化槽法において、**浄化槽設置者の義務**が定められています。

①保守点検(法定10条)

浄化槽の処理機能を維持させるために年に数回、保守点検を行うことが義務づけられています(一般家庭では年に3回以上行うことが義務づけられています)。保守点検は、専門的な知識や器具を有することから県知事の登録を受けた専門業者に委託することが必要です。

②清掃(法定10条)

浄化槽内にたまったスカムや汚泥などを引き出し処理機能を回復させるために、年1回以上清掃を行うことが義務づけられています。

清掃は、市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することが必要です。

③法定検査(法定7条、11条)

浄化槽の処理機能や設置状況が適正かを確認するために、浄化槽設置者は、法定検査を受けることが義務づけられています。

検査には浄化槽の使用開始後3～8ヶ月の間に受ける「はじめての検査(7条検査)」と、1年に1回受ける「定期検査(11条検査)」があります。

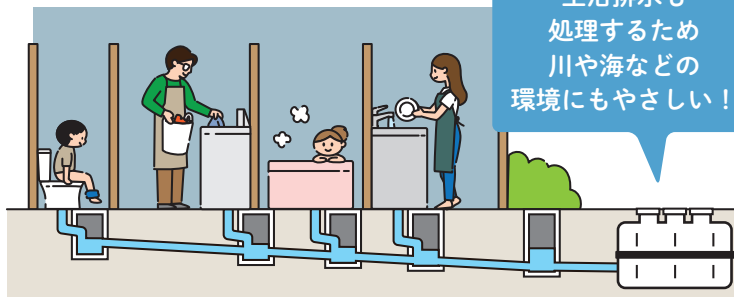
問 環境政策課 ☎973-5594

合併処理浄化槽設置補助金制度

公共用水域の水質向上を図るため、住宅に合併処理浄化槽を設置する方へ設置費用に対する補助事業を行っています。現在受付中ですが、**予算に達し次第受付を終了いたします。**

対象地域

- 公共下水道事業計画区域外の地域
- 公共下水道事業計画区域内で7年以上、下水道の整備が見込まれない地域



補助金対象者

- ①浄化槽法、建築基準法等の関連している法令に違反していない方
- ②土地、住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られる方
- ③市税等の滞納がない方(完納証明書)
- ④補助金交付の申請および交付の決定前に合併処理浄化槽の設置工事に着手していない方
- ⑤建築する住宅が販売目的でない方
- ⑥商用施設等の居住を伴わない施設の建築でない方

対象数

49基程度(5～10人槽)

助限度額

50万円

詳細は
市ホームページで
公開しています。



問 下水道課 排水設備係(水道庁舎内) ☎973-7977